

一般社団法人直方鞍手薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人直方鞍手薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県直方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに福岡県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の向上・普及に関する事業
- (5) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 学校保健に関する事業
- (8) 医療・介護保険に関する事業
- (9) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (10) 日本薬剤師会や福岡県薬剤師会及び他地区・職域薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 会員の福利厚生に関する事業
- (12) 機関紙及び薬事関係図書等の刊行に関する事業
- (13) 薬剤師の職業紹介に関する事業
- (14) 会営薬局、試験センター・検査室の維持運営に関する事業
- (15) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、福岡県直方市、宮若市、鞍手郡及びその周辺地域において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は次の通りとし、正会員をもって一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 直方市、宮若市、鞍手郡に在住、若しくは勤務する薬剤師であつて、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体
- (3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあつた者で、理事会で名誉会員として推薦し、総会で承認された者

（会員の資格の取得）

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員は、同時に福岡県薬剤師会及び日本薬剤師会に正会員として入会するものとする。

（正会員の権利）

第 7 条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の義務）

第 8 条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費を本会に支払う義務を負う。

4 会費の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
- (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会が解散又は会員本人が死亡したとき
- (2) 正会員全員が同意したとき
- (3) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、当年度内に支払いを完了しないとき
- (4) 正会員が福岡県薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の資格を失ったとき

2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準の決定
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (6) 正会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の3週間前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 正会員の総議決権の5分の1以上を有する者は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長の選出)

第16条 総会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、総会において選出する。

(議長の職務等)

第17条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総

正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の代理人によって議決権の行使をする場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに本会に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合、第18条、第20条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 総会の議長及び議長の指名した議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、また3人以内を副会長、1人を専務理事、7人以内を常務理事とすることができる。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、その他の理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選

定することができる。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。監事のうち1名は本会以外から選定することができる。
- 6 他の同一の団体（公益法人は除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、代表権を除いて会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 専務理事は、理事会の旨を受けて本会の業務を執行する。
 - 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
 - 6 理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第 29 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準は、総会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 31 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 113 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事又は監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事会で定めた順位により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第 7 章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第 39 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議による。

(委員会)

第 40 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議による。

第 8 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 41 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 42 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 43 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、毎事業年度経過後2か月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 定時総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第5号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に5年間備え置き、本会の定款及び会員名簿とともに、会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる法人会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議による。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 全ての会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 12 章 補 則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長及び業務執行理事の氏名は、次のとおりとする。
会長

阿部 雅光

副会長

因間 司、三好 滋久

その他業務執行理事

赤松 明子、石丸 和憲、中村 純一、安永 哲章、
岸高 正英、永原 一史、原田 万理子、宮坂 圭三

附則

この定款は、平成25年4月8日から施行する。

附則

この定款は、令和5年6月10日から施行する。